

説 明 概 要

議 題：国立大学法人茨城大学グリーン化推進委員会規則の制定について（審議）

平成23年9月15日
教育研究評議会

1. 趣旨・目的 …… 平成23年3月に決定した「茨城大学グリーン化推進計画」に基づき、低炭素活動実践計画の推進・点検・評価等を行うため、委員会を設置するものである。
2. 背景・経緯 …… 本学では平成17年度に「茨城大学環境方針」を策定し、環境負荷軽減と環境保全活動に取り組んできたところであるが県の「新茨城県地球温暖化防止行動計画」策定を受け、温室効果ガスの一層の削減とグリーンな大学構築を目指して、「低炭素活動実践計画」と「化学物質の安全・適正管理計画」で構成される「茨城大学グリーン化推進計画」を決定した。その中で、温室効果ガス排出量について、2020年度に対2010年度比10%削減を目標に掲げている。
3. ポイント ……
 - (1) 国立大学法人茨城大学グリーン化推進委員会規則
 - ① 審議事項
「低炭素活動実践計画」に係る推進、実施、点検、評価、成果の公表に関すること
 - ② 組織
 - ・ 学長補佐
 - ・ 大学教育センター副センター長
 - ・ 各学部推薦の教員
 - ・ 財務部長、担当課長、各事務長
 - ・ 学長が必要と認めた者
 - (2) 茨城大学経費節減推進本部の廃止
委員会の設置に伴い、類似の業務を担当している茨城大学経費節減推進本部を廃止する。（平成17年4月20日役員会決定「茨城大学経費節減の推進方策について」の廃止）
4. 今後の予定 ……
 - ・ 9月28日（水） 役員会審議
 - ・ 委員会は、10月中に開催予定

【担当：財務部契約課】

〈制定理由〉

茨城大学グリーン化推進委員会の設置に伴い、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、制定するものである。

国立大学法人茨城大学グリーン化推進委員会規則(案)

(平成23年 月 日)
規則第 号

(設置)

第1条 国立大学法人茨城大学（以下「本学」という。）に国立大学法人茨城大学グリーン化推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、本学の低炭素活動実践計画（以下「実践計画」という。）に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 実践計画の推進及び実施に関すること。
- (2) 実践計画の点検及び評価に関すること。
- (3) 実践計画に係る成果の公表に関すること。
- (4) その他実践計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長補佐
- (2) 大学教育センター副センター長（企画実施部長）
- (3) 各学部の教員のうちから当該学部長が推薦した教員 各1人
- (4) 財務部長
- (5) 総務課長、労務課長、財務課長、契約課長、施設課長、学務課長及び企画課長
- (6) 各事務長
- (7) その他学長が必要と認めた者 若干人

2 前項第3号及び第7号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第7号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長補佐をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第8条 委員会は、円滑な運営を図るため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務部契約課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に委嘱される第3条第3号及び第7号に定める委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

茨城大学グリーン化推進計画（抄）

目的

茨城大学では、平成17年度に「茨城大学環境方針」を策定し、大学からの環境負荷削減と環境保全活動に取り組んできた。世界的に温暖化対策の必要性が高まり、茨城県においても平成23年に「新茨城県地球温暖化防止行動計画」が策定されたのを受けて、二酸化炭素（CO₂）を含む環境負荷の一層の削減とグリーンな大学の構築をめざして、「低炭素活動実践計画」及び「化学物質の安全・適正管理計画」を策定する。

「低炭素活動実践計画」においては、2020年度に2010年度に対してCO₂排出量を少なくとも10%削減する目標を掲げ、その実現のために、環境に係る教育・研究の推進とエネルギーのグリーン化などの具体的計画を明文化する。また、毎年度、本計画の実施状況を点検するとともに、より高い目標に向けて見直しを行う。

「化学物質の安全・適正管理計画」においては、化学物質の環境と健康に及ぼす影響を考慮し、より厳正な管理手法について定める。

茨城大学環境方針

基本理念

茨城大学は、人材育成と学術研究を通じて高度の専門的な職業人を養成することにより、社会の持続的発展への貢献を目指している。

そのために、「地球環境問題」は優先的に取り組まなければならないグローバルな課題と認識し、本学でのいかなる活動においても環境負荷の低減に努め、環境教育の実践と環境保全や改善に関する研究を積極的に推進していく。

行動方針

- ・茨城大学は、環境に関する教育・研究の推進に努め、また、その教育・研究を生かした地域社会やその他関係者とのコミュニケーションを積極的に展開する。
- ・茨城大学は、本学での教育・研究及びその他あらゆる活動に伴って生じる環境負荷の低減に努める。
- ・茨城大学は、教職員及び学生等の大学構成員が協力し合い環境保全体制を構築し、快適な環境が持続されるように努力する。
- ・茨城大学は、本学での教育・研究及びその他あらゆる活動において、環境に関する法規、規制、条約、協定等を遵守する。
- ・茨城大学は、この環境方針を本学における全ての人々に公開・認知させ、広く実践していく。

低炭素活動実践計画

I 目標

茨城大学（以下「本学」という。）の事務及び事業に伴う温室効果ガス（CO₂）排出量を、2010年度に比べて2020年度に少なくとも10%削減することを目標とする。

本実践計画の目標は、取組みの進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には見直すこととする。

本学における平成21年度の温室効果ガス排出量（二酸化炭素排出量（CO₂））の割合は、電気による排出量74.8%、都市ガスによる排出量22.4%、A重油による排出量1.9%、灯油類による排出量0.9%で約7,800t CO₂となっている。

従って、電気使用量を削減することが、温室効果ガス排出量抑制の取組みとして最も重要である。特に基礎部分の消費電力（深夜から朝にかけての最も電力需要が少ない時の消費電力）が大きいため、節電に対して積極的な取組みが必要である。

II 実践計画の推進体制並びに実施状況の点検

- (1) 本実践計画の推進・評価・点検については、新たに「大学グリーン化推進委員会（仮称）」を設置し、地球変動適応科学研究機関と協力して全学的に取り組む。また、経費節減推進本部及び施設計画運営専門委員会との連携を図る。
- (2) 毎年度、温室効果ガス排出量の定期的な把握を行うとともに実施状況を点検し、成果を把握し、全学及び社会に公表する。なお、必要に応じ、本実践計画の見直しを行うものとする。

Ⅲ 具体的な取組内容（項目のみ）

1. 環境教育の推進

- (1) 学生への教育と普及
- (2) 学生による環境活動への取組
- (3) 附属学校での環境教育の実践

2. 環境に関わる研究活動の推進

- (1) 重点研究、推進研究プロジェクト等を通じた環境に関する研究の推進
- (2) 研究活動に対する財政的支援

3. エネルギーのグリーン化計画

3-1 自然エネルギーの導入

- (1) バイオ燃料、燃料電池、太陽光発電、風力発電の導入
- (2) 水の有効利用
- (3) 新築、改修等に併せて自然エネルギーの利用を推進

3-2 省エネルギーの推進

- (1) 施設の使用及び管理にあたっての配慮

- ア) 空調の取組
- イ) 照明の取組
- ウ) OA機器、家電製品への取組
- エ) 水道等の使用上の配慮
- オ) 光熱水量の使用量の把握及び検証

- (2) 施設・設備の改善

- ア) 空調
- イ) 照明
- ウ) OA機器、家電製品
- エ) 節水型機器への交換

- (3) 施設の新築・改修等にあたっての配慮

- ア) 新築等に際しての省エネルギー対策の徹底
- イ) 省エネ診断及び診断に基づく改修の実施
- ウ) 低排出資材等の選択

- (4) 事務・事業にあたっての配慮

- ア) グリーン購入法に基づく物品調達 of 徹底
- イ) 物品等の長期利用及び再利用
- ウ) 自動販売機等及び食堂等の排出量の点検及び見直し
- エ) クールビズ、ウォームビズの励行
- オ) 定時退庁日の徹底及び時間外労働の縮減
- カ) 用紙類の使用量の削減
- キ) 再生紙などの活用
- ク) 廃棄物の削減
- ケ) ゴミの分別処理
- コ) 自動車及び自転車の利用等

- (5) キャンパスの緑化

3-3 エネルギーのグリーン化計画に向けた予算の配分

4. グリーンコミュニケーションと学生・教職員及び地域社会への発信等

- (1) 環境シンポジウム、セミナー、講演会等の開催
- (2) 教職員、学生による地域社会との環境配慮活動の推進
- (3) 民間企業との連携

5. 職員に対する研修等

- (1) 環境問題に関する研修機会の提供、情報提供
- (2) 環境活動への職員の積極的参加の奨励

化学物質の安全・適正管理

1. 化学物質の登録・管理

2. 化学物質等の廃棄

茨城大学経費節減の推進方策について

平成17年4月20日

役員会決定

1. 茨城大学経費節減推進本部の設置

学長の下に茨城大学経費節減推進本部（以下「経費節減推進本部」という。）を置く。

2. 経費節減推進本部の目的

茨城大学の経費の節減を推進することにより、財務の改善を図ることを目的とする。

3. 経費節減推進本部の業務

- (1) 光熱水量の節減目標とその推進計画の立案及び実施に関すること。
- (2) その他の経費の節減目標とその推進計画の立案及び実施に関すること。

4. 経費節減推進本部の構成及び業務分担

- (1) 本部長は、総務・財務担当理事をもって充てる。
- (2) 副本部長は、財務部長をもって充てる。
- (3) 契約課長を経費節減推進本部の主席推進本部員とする。
- (4) 推進本部員は、次の者をもって組織する。
 - ① 財務課長
 - ② 施設課長
 - ③ 学務課長
 - ④ 各学部の教員1名
 - ⑤ 大学教育研究開発センターの副センター長1名
 - ⑥ 各事務長
 - ⑦ その他、本部長が必要と認める者
- (5) 必要に応じてワーキンググループを置くことができる。
- (6) 本部長は、経費節減推進本部の業務を総括する。
- (7) 副本部長は、本部長の業務を補佐する。
- (8) 主席推進本部員は、本部の連絡調整にあたる。
- (9) 推進本部員は、経費節減推進本部の業務に必要な情報の収集・調査・分析等を行い、推進計画の立案及び実施を行う。

5. 部局の責務

各部局は、経費節減推進本部の策定した計画に基づき経費節減を実施する責務を有する。

6. 経費節減推進本部の庶務

経費節減推進本部に関する庶務は、財務部契約課において処理する。